

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件新旧対照表

〇〇〇

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）関係  
給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年厚生省告示第百一十一号）関係  
資機材の材質に関する試験（平成十二年厚生省告示第四十五号）関係  
2 2 1  
3 1

○ 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十二号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 亜硝酸態窒素 別表第十三に定める方法</p> <p>十一～二十七（略）</p> <p>二十八 総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法</p> <p>二十九～五十二（略）</p>	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十一号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十～二十六（略）</p> <p>二十七 総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十二号、第二十四号、第二十八号及び第二十九号に掲げる方法</p> <p>二十八～五十一（略）</p>
<p>別表第1 標準寒天培地法 ここで対象とする項目は、一般細菌である。</p> <p>1 試薬及び培地</p> <p>(1) 精製水</p> <p>(2) ナオ硫酸ナトリウム</p> <p>(3) 標準寒天培地</p> <p>ペプトン（カゼインのパンクレアチン水解物） 5 g、粉末酵母エキス2.5 g、ブドウ糖 1 g 及び粉末寒天15 g を精製水約900mlに加熱溶解させ、滅菌後のpH値が6.9～7.1となるように調整した後、精製水を加えて1Lとし、<u>高圧蒸気滅菌したもの</u></p> <p>2～5（略）</p>	<p>別表第1 標準寒天培地法 ここで対象とする項目は、一般細菌である。</p> <p>1 培地</p> <p>標準寒天培地</p> <p>ペプトン（カゼインのパンクレアチン水解物） 5 g、粉末酵母エキス2.5 g、ブドウ糖 1 g 及び粉末寒天15 g を精製水約900mlに加熱溶解させ、滅菌後のpH値が6.9～7.1となるように調整した後、<u>精製水を加えて1Lとし、高圧蒸気滅菌したもの</u></p> <p>2～5（略）</p>
<p>別表第2 特定酵素基質培地法 ここで対象とする項目は、大腸菌である。</p> <p>1 試薬及び培地</p> <p>(1) 精製水</p> <p>(2) ナオ硫酸ナトリウム</p> <p>(3) エチルアルコール</p> <p>(4)～(7)（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>別表第2 特定酵素基質培地法 ここで対象とする項目は、大腸菌である。</p> <p>1 培地</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2～4（略）</p>
<p>別表第3 フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。</p> <p>1 試薬</p>	<p>別表第3 フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。</p> <p>1 試薬</p>

- (1) 精製水
  - (2) 硝酸
  - (3)～(10) (略)
- 2～7 (略)

別表第4

フレーム—原子吸光度計による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、六価クロム、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

1 試薬

- (1) 精製水
- 測定対象成分を含まないもの

- (2) 硝酸

- (3)・(4) (略)

- (5) 金属類標準原液

カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の

1 (9)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、表1に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液1 mlは、それぞれの金属を1 mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表1 (略)

- (6) 金属類標準液

カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の

1 (10)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、表2に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液は、使用の都度調製する。

表2 (略)

- 2～7 (略)

別表第5

誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

1 試薬

- (1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

- (2)・(3) (略)

- (4) 硝酸

- (5)～(8) (略)

- (9) 金属類標準原液

カドミウム、鉛、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンについては、別表第3の1 (9)の例による。

- (1)～(8) (略)
- 2～7 (略)

別表第4

フレーム—原子吸光度計による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、六価クロム、亜鉛、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

1 試薬

- (1)・(2) (略)

- (3) 金属類標準原液

カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の

1 (7)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、表1に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液1 mlは、それぞれの金属を1 mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表1 (略)

- (4) 金属類標準液

カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の

1 (8)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、表2に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液は、使用の都度調製する。

表2 (略)

- 2～7 (略)

別表第5

誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

1 試薬

- (1)・(2) (略)

- (3)～(6) (略)

- (7) 金属類標準原液

カドミウム、鉛、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンについては、別表第3の1 (7)の例による。

た、カルシウム及びマグネシウムについては、別表第4の1(5)の例による。  
ホウ素については、ホウ酸5.715gをメスフラスコに採り、精製水に溶かして1Lとしたもの  
これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。  
これらの溶液は、冷暗所に保存する。

(10) カルシウム標準液

別表第4の1(6)の例による。

(11) この溶液1mlは、カルシウムを0.01mg含む。

(12) (略)

2～7 (略)

#### 別表第6

誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等(硬度)である。

#### 1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) ・(3) (略)

(4) 硝酸

(5)～(10) (略)

(11) 金属類標準原液

ホウ素、カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の1(9)の例による。

ホウ素については、別表第5の1(9)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、別表第4の1(5)の例による。

これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

(12)～(15) (略)

2～7 (略)

#### 別表第7

還元気化—原子吸光度法

ここで対象とする項目は、水銀である。

#### 1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

(3) ・(4) (略)

(5) 硫酸

(6) 窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

(7)～(10) (略)

た、カルシウム及びマグネシウムについては、別表第4の1(3)の例による。  
ホウ素については、ホウ酸5.715gをメスフラスコに採り、精製水に溶かして1Lとしたもの  
これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。  
これらの溶液は、冷暗所に保存する。

(8) カルシウム標準液

別表第4の1(4)の例による。

(9) この溶液1mlは、カルシウムを0.01mg含む。

(10) (略)

2～7 (略)

#### 別表第6

誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等(硬度)である。

#### 1 試薬

(1) ・(2) (略)

(3)～(8) (略)

(9) 金属類標準原液

ホウ素、カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第3の1(7)の例による。

ホウ素については、別表第5の1(7)の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、別表第4の1(3)の例による。

これらの溶液1mlは、それぞれの金属を1mg含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

(10)～(13) (略)

2～7 (略)

#### 別表第7

還元気化—原子吸光度法

ここで対象とする項目は、水銀である。

#### 1 試薬

(1) ・(2) (略)

(3)～(6) (略)

2～7 (略)

別表第8

水素化物発生—原子吸光度法  
ここで対象とする項目は、セレンである。

1 試薬

(1) 精製水  
測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

(3)・(4) (略)

(5) 水酸化ナトリウム

(6)・(7) (略)

(8) セレン標準原液

別表第3の1(9)の例による。

(9) セレン標準液

別表第3の1(10)の例による。

この溶液1mlは、セレン0.001mgを含む。

2～7 (略)

別表第9

水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法  
ここで対象とする項目は、セレンである。

1 試薬

(1) 精製水

別表第8の1(1)の例による。

(2) 硝酸

(3)・(4) (略)

(5) 水酸化ナトリウム

(6) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

別表第8の1(6)の例による。

(7) 硝酸 (1+160)

(8) セレン標準原液

別表第3の1(9)の例による。

(9) セレン標準液

別表第3の1(10)の例による。

この溶液1mlは、セレン0.001mgを含む。

2～7 (略)

別表第10

水素化物発生—原子吸光度法  
ここで対象とする項目は、ヒ素である。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) 硝酸

(3)～(7) (略)

2～7 (略)

別表第8

水素化物発生—原子吸光度法  
ここで対象とする項目は、セレンである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(5) セレン標準原液

別表第3の1(7)の例による。

(6) セレン標準液

別表第3の1(8)の例による。

この溶液1mlは、セレン0.001mgを含む。

2～7 (略)

別表第9

水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法

ここで対象とする項目は、セレンである。

1 試薬

(1)・(2) (略)

(3) 水素化ホウ素ナトリウム溶液

別表第8の1(3)の例による。

(4) 硝酸 (1+160)

(5) セレン標準原液

別表第3の1(7)の例による。

(6) セレン標準液

別表第3の1(8)の例による。

この溶液1mlは、セレン0.001mgを含む。

2～7 (略)

別表第10

水素化物発生—原子吸光度法

ここで対象とする項目は、ヒ素である。

1 試薬

(1)～(5) (略)

- (8) 水酸化ナトリウム  
(9) 水酸化ホウ素ナトリウム溶液  
別表第8の1(6)の例による。  
(10) ・(11) (略)  
(12) ヒ素標準原液  
別表第3の1(9)の例による。  
(13) ヒ素標準液  
別表第3の1(10)の例による。  
この溶液1mlは、ヒ素0.001mgを含む。
- 2～4 検量線の作成  
5 ヒ素標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、塩酸(1+1)を加えて20mlとする。この場合、調製した溶液のヒ素の濃度は、上記4(1)に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4(2)と同様に操作して、ヒ素の濃度と吸光度との関係を求める。
- 6・7 (略)

別表第11

水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法  
ここで対象とする項目は、ヒ素である。

1 試薬

- (1) 精製水  
別表第10の1(1)の例による。
- (2) 硝酸  
(3) 硫酸(1+1)  
(4) 過マンガン酸カリウム溶液(3w/v%)  
(5)～(7) (略)  
(8) 水酸化ナトリウム  
(9) 水酸化ホウ素ナトリウム溶液  
別表第8の1(6)の例による。  
(10) ・(11) (略)  
(12) (略)  
別表第3の1(9)の例による。
- (13) ヒ素標準液  
別表第3の1(10)の例による。  
この溶液1mlは、ヒ素0.001mgを含む。
- 2～4 検量線の作成  
5 ヒ素標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、塩酸(1+1)を加えて20mlとする。この場合、調製した溶液のヒ素の濃度は、上記4(1)に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4(2)と同様に操作して、ヒ素の濃度と発光強度との関係を求める。

- (6) 水酸化ホウ素ナトリウム溶液  
別表第8の1(3)の例による。  
(7) ・(8) (略)  
(9) ヒ素標準原液  
別表第3の1(7)の例による。  
(10) ヒ素標準液  
別表第3の1(8)の例による。  
この溶液1mlは、ヒ素0.001mgを含む。
- 2～4 検量線の作成  
5 ヒ素標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、塩酸(1+1)を加えて20mlとする。この場合、調製した溶液のヒ素の濃度は、上記4(1)に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4(2)と同様に操作して、ヒ素の濃度と吸光度との関係を求める。
- 6・7 (略)

別表第11

水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法  
ここで対象とする項目は、ヒ素である。

1 試薬

- (1)～(3) (略)
- (4) 水酸化ホウ素ナトリウム溶液  
別表第8の1(3)の例による。  
(5) ・(6) (略)  
(7) (略)  
別表第3の1(7)の例による。
- (8) ヒ素標準液  
別表第3の1(8)の例による。  
この溶液1mlは、ヒ素0.001mgを含む。
- 2～4 検量線の作成  
5 ヒ素標準液を段階的にメスフラスコ4個以上に採り、塩酸(1+1)を加えて20mlとする。この場合、調製した溶液のヒ素の濃度は、上記4(1)に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記4(2)と同様に操作して、ヒ素の濃度と発光強度との関係を求める。

6・7 (略)

別表第12

イオンクロマトグラフーポストカラム吸光度法  
ここで対象とする項目は、シアン化物イオン及び塩化シアンである

- 1。 試薬  
(1)～(6) (略)  
(7) N, N-ジメチルホルムアミド  
測定対象成分を含まないもの  
(8)～(10) (略)  
(11) 水酸化ナトリウム溶液 (4 W/V%)  
(12) アセトン  
測定対象成分を含まないもの  
(13)～(20) (略)
- 2～7 (略)

別表第13

イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素並びに塩化物イオンである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)  
エチレンジアミン2.5gを精製水に溶かして50mlとしたもの  
この溶液は、冷暗所に保存し、1か月以上を経過したものは使用してはならない。  
(3)～(9) (略)
- 2 (略)
- 3 試料の採取及び保存  
試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24時間以内に試験する。  
ただし、フッ素の検査に用いる試料は、ポリエチレン瓶に採取する。  
なお、残留塩素が含まれている場合には、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1mlを加える。ただし、亜硝酸態窒素の検査を行わない場合は、エチレンジアミン溶液の添加を省略することができる。

4 試験操作

- (1) 前処理  
検水 (検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が表1に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したものを)をメンブレンフィルターろ過装置でろ過し、初めのろ液約10mlは捨て、次のろ液を試験溶液とする。  
表1 対象物質の濃度範囲

6・7 (略)

別表第12

イオンクロマトグラフーポストカラム吸光度法  
ここで対象とする項目は、シアン化物イオン及び塩化シアンである

- 1。 試薬  
(1)～(6) (略)  
(7)～(9) (略)  
(10)～(17) (略)
- 2～7 (略)

別表第13

イオンクロマトグラフ (陰イオン) による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにフッ素及び塩化物イオンである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2)～(8) (略)
- 2 (略)
- 3 試料の採取及び保存  
試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、24時間以内に試験する。  
ただし、フッ素の検査に用いる試料は、ポリエチレン瓶に採取する。

4 試験操作

- (1) 前処理  
検水 (検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が表1に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したものを)をメンブレンフィルターろ過装置でろ過し、初めのろ液約10mlは捨て、次のろ液を試験溶液とする。  
表1 対象物質の濃度範囲

対象物質	濃度範囲 (mg/L)
硝酸態窒素	0.02 ～ 2
亜硝酸態窒素	<u>0.004</u> ～ <u>0.4</u>
フッ素	0.05 ～ 5
塩化物イオン	0.2 ～ 20

(2) (略)  
5～7 (略)

別表第14

パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4ージオキササン、シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン並びにブromoホルムである。

1 試薬

- (1)～(2) (略)
- (3) アスコルビン酸ナトリウム
- (4)～(8) (略)

2 器具及び装置

- (1)～(3) (略)
- (4) ガスクロマトグラフー質量分析計  
ア～エ (略)  
オ キヤリアーガス

純度99.999 v/v%以上のヘリウムガス又はこれと同程度の感度を得られるもの  
3～7 (略)

別表第15

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4ージオキササン、シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン並びにブromoホルムである。

1 試薬

- (1)～(2) (略)
- (3) アスコルビン酸ナトリウム
- (4) (略)
- (5) メチルアルコール

対象物質	濃度範囲 (mg/L)
硝酸態窒素	0.02 ～ 2
亜硝酸態窒素	<u>0.01</u> ～ <u>1</u>
フッ素	0.05 ～ 5
塩化物イオン	0.2 ～ 20

(2) (略)  
5～7 (略)

別表第14

パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4ージオキササン、シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン並びにブromoホルムである。

1 試薬

- (1)～(2) (略)
- (3)～(7) (略)
- (8) 器具及び装置
- (1)～(3) (略)
- (4) ガスクロマトグラフー質量分析計  
ア～エ (略)  
オ キヤリアーガス

純度99.999 v/v%以上のヘリウムガス  
3～7 (略)

別表第15

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法  
ここで対象とする項目は、四塩化炭素、1，4ージオキササン、シスー1，2ージクロロエチレン及びトランスー1，2ージクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン並びにブromoホルムである。

1 試薬

- (1)～(2) (略)
- (3) (略)
- (4) メチルアルコール

別表第14の1(4)の例による。

(6) (略)

(7) 内部標準液

別表第14の1(6)の例による。

この溶液1mlは、フルオロペンゼン又は4-ブromoフルオロペンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg、1, 4-ジオキサベン-d8をA液では1mg、B液では0.1mg含む。

(8) 揮発性有機化合物標準原液

別表第14の1(7)の例による。

(9) 揮発性有機化合物混合標準液

別表第14の1(8)の例による。

この溶液1mlは、四塩化炭素、1, 4-ジオキササン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムをそれぞれ0.5mg含む。

2 器具及び装置

(1)~(10) (略)

(11) ガスクロマトグラフ-質量分析計

テ 試料導入部

最適温度が設定できるもの

イ~カ (略)

3~7 (略)

別表第16

固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法

ここで対象とする項目は、1, 4-ジオキササンである。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

(3) アセトン

測定対象成分を含まないもの

(4) 窒素ガス

測定対象成分を含まないもの

(5)~(8) (略)

2~7 (略)

別表第16の2

イオンクロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、塩素酸である。

1 試薬

(1) (略)

(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)

別表第13の1(2)の例による。

別表第14の1(3)の例による。

(5) (略)

(6) 内部標準液

別表第14の1(5)の例による。

この溶液1mlは、フルオロペンゼン又は4-ブromoフルオロペンゼンをA液では0.125mg、B液では0.0125mg、1, 4-ジオキサベン-d8をA液では1mg、B液では0.1mg含む。

(7) 揮発性有機化合物標準原液

別表第14の1(6)の例による。

(8) 揮発性有機化合物混合標準液

別表第14の1(7)の例による。

この溶液1mlは、四塩化炭素、1, 4-ジオキササン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ペンゼン、クロロホルム、ジブromoクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムをそれぞれ0.5mg含む。

2 器具及び装置

(1)~(10) (略)

(11) ガスクロマトグラフ-質量分析計

テ 試料導入部

最適温度が設定できるもの

イ~カ (略)

3~7 (略)

別表第16

固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法

ここで対象とする項目は、1, 4-ジオキササンである。

1 試薬

(1) 精製水

1, 4-ジオキササンを含まないもの

(2) メチルアルコール

1, 4-ジオキササンを含まないもの

(3) アセトン

1, 4-ジオキササンを含まないもの

(4)~(7) (略)

2~7 (略)

別表第16の2

イオンクロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、塩素酸である。

1 試薬

(1) (略)

(2) エチレンジアミン溶液 (50mg/ml)

エチレンジアミン2.5gを精製水に溶かして50mlとしたもの

この溶液は、冷暗所に保存し、1か月以上を経過したものは使用してはならない。

(3)～(6) (略)

(7) 塩酸

(8) ヨウ化カリウム

(9) 炭酸ナトリウム (無水)

(10) イソアミルアルコール

測定対象成分を含まないもの

(11) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)

別表第19の1(6)の例による。

(12) 硫酸 (1+5)

(13) ぜんぶん溶液

別表第19の1(9)の例による。

(14) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

別表第19の1(10)の例による。

(15)～(16) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1mlを加えて、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、2週間以内に試験する。

ただし、二酸化塩素を含む試料については、散気用フイルター付きの管を用い窒素ガスで15分間曝気した後、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液 (50mg/ml) 1mlを加える。

4～8 (略)

別表第17

溶媒抽出—誘導体化学—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析

析法 ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) アスコルビン酸ナトリウム

(3)～(6) (略)

(7) 無水硫酸ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

(8)～(13) (略)

2～7 (略)

別表第17の2

液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

析法 ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

この溶液は、冷暗所に保存し、1か月以上を経過したものは使用してはならない。

(3)～(6) (略)

(7) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)

別表第19の1(3)の例による。

(8) 硫酸 (1+5)

(9) ぜんぶん溶液

別表第19の1(5)の例による。

(10) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)

別表第19の1(6)の例による。

(11)～(12) (略)

2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したガラス瓶又はポリエチレン瓶に採取し、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液1mlを加えて、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所に保存し、2週間以内に試験する。

ただし、二酸化塩素を含む試料については、散気用フイルター付きの管を用い窒素ガスで15分間曝気した後、試料1Lにつきエチレンジアミン溶液1mlを加える。

4～8 (略)

別表第17

溶媒抽出—誘導体化学—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析

析法 ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

1 試薬

(1)～(4) (略)

(5)～(10) (略)

(11)～(13) (略)

(14)～(16) (略)

(17)～(20) (略)

(21)～(24) (略)

(25)～(28) (略)

2～7 (略)

別表第17の2

液体クロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

析法 ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。

- 1 試薬
  - (1) (略)
  - (2) アスコルビン酸ナトリウム
  - (3) tert-ブチルメチルエーテル  
別表第17の1(6)の例による。
  - (4) メチルアルコール  
別表第17の1(8)の例による。
  - (5) ぎ酸 (0.2v/v%)
  - (6) クロロ酢酸標準原液、ジクロロ酢酸標準原液及びトリクロロ酢酸標準原液  
別表第17の1(12)の例による。
  - (7) ハロ酢酸混合標準液  
別表第17の1(13)の例による。
- 2・3 (略)
- 4 試験操作
  - (1) (略)
  - (2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフィー質量分析計に注入し、表1に示すそれぞれの対象物質のモニタートイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、下記5により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

表1 モニタートイオンの例

検出器 / 対象物質	2(4)エ①に該当する検出器		2(4)エ②に該当する検出器	
	モニタートイオン (m/z)	プリカーサイオン (m/z)	プロダクトイオン※ (m/z)	
クロロ酢酸	93、139	93、139	35	
ジクロロ酢酸	127、173	127、173	83	
トリクロロ酢酸	161、207	161、207	117	

※プロダクトイオンをモニタートイオンとする。  
5～7 (略)

別表第19

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフィー質量分析法  
ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

- 1 試薬
  - (1) (略)
  - (2) アセトン  
測定対象成分を含まないもの

- 1 試薬
  - (1) (略)
  - (2) tert-ブチルメチルエーテル  
別表第17の1(4)の例による。
  - (3) メチルアルコール  
別表第17の1(5)の例による。
  - (4) ぎ酸 (0.2v/v%)
  - (5) クロロ酢酸標準原液、ジクロロ酢酸標準原液及びトリクロロ酢酸標準原液  
別表第17の1(9)の例による。
  - (6) ハロ酢酸混合標準液  
別表第17の1(10)の例による。
- 2・3 (略)
- 4 試験操作
  - (1) (略)
  - (2) 分析

上記(1)で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフィー質量分析計に注入し、表1に示すそれぞれの対象物質のモニタートイオンのピーク高さ又はピーク面積を求め、下記5により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

表1 モニタートイオンの例

検出器 / 対象物質	2(3)エ①に該当する検出器		2(3)エ②に該当する検出器	
	モニタートイオン (m/z)	プリカーサイオン (m/z)	プロダクトイオン※ (m/z)	
クロロ酢酸	93、139	93、139	35	
ジクロロ酢酸	127、173	127、173	83	
トリクロロ酢酸	161、207	161、207	117	

※プロダクトイオンをモニタートイオンとする。  
5～7 (略)

別表第19

溶媒抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフィー質量分析法  
ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

- 1 試薬
  - (1) (略)

- (3) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)
- (4) 炭酸ナトリウム (無水)
- (5) イソプロピルアルコール
- 測定対象成分を含まないもの
- (6) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)
- ヨウ素酸カリウム3.567gを精製水に溶かして1Lとしたもの
- (7) ヨウ化カリウム
- (8)～(13) (略)
- (14) 無水硫酸ナトリウム
- 測定対象成分を含まないもの
- (15)・(16) (略)
- (17) ヘキサミン
- 測定対象成分を含まないもの
- (18)・(19) (略)
- (20) マチルアルコール
- 測定対象成分を含まないもの
- (21)・(22) (略)
- 2～7 (略)

別表第20

イオンクロマトグラフ (陽イオン) による一斉分析法  
 ここで対象とする項目は、ナトリウム及びカルシウム、マグネシウム等 (硬度) である。

1 試薬

- (1)～(3) (略)
- (4) 硝酸 (1+1)
- (5) 硝酸 (1+160)
- (6) ナトリウム標準原液
- 別表第3の1(9)の例による。
- (7) カルシウム標準原液
- この溶液1mlは、ナトリウム1mgを含む。
- (8) マグネシウム標準原液
- 別表第4の1(5)の例による。
- (9) 別表第4の1(5)の例による。

2 器具及び装置

- (1) (略)
- (2) イオンクロマトグラフ
- 分離カラム
- サプレッサ型は、内径2～5mm、長さ5～25cmのもので、陽イオン交換基を被覆したポリマー系充填剤を充填したもの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの
- ノンサプレッサ型は、内径が4～4.6mm、長さ5～25cmのもので、シリカ材若しくはポリマー基材に陽イオン交換基を被覆したものの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの
- イ (略)

- (2) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%)

- (3) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol/L)
- ヨウ素酸カリウム3.567gを精製水に溶かして1Lとしたもの

- (4)～(9) (略)

- (10)・(11) (略)

- (12)・(13) (略)

- (14)・(15) (略)

- 2～7 (略)

別表第20

イオンクロマトグラフ (陽イオン) による一斉分析法  
 ここで対象とする項目は、ナトリウム及びカルシウム、マグネシウム等 (硬度) である。

1 試薬

- (1)～(3) (略)
- (4) ナトリウム標準原液
- 別表第3の1(7)の例による。
- (5) カルシウム標準原液
- この溶液1mlは、ナトリウム1mgを含む。
- (6) 別表第4の1(3)の例による。
- (7) マグネシウム標準原液
- 別表第4の1(3)の例による。

2 器具及び装置

- (1) (略)
- (2) イオンクロマトグラフ
- 分離カラム
- サプレッサ型は、内径2～5mm、長さ5～25cmのもので、陽イオン交換基を被覆したポリマー系充填剤を充填したもの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの
- ノンサプレッサ型は、内径が4～4.6mm、長さ5～25cmのもので、シリカ材若しくはポリマー基材に陽イオン交換基を被覆したものの又はこれと同等以上の分離性能を有するもの
- イ (略)

3～7 (略)

別表第21

滴定法

ここで対象とする項目は、塩化物イオンである。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2) (略)

(3) クロム酸カリウム溶液

別表第12の1(16)の例による。

(4)・(5) (略)

2～3 (略)

別表第22

滴定法

ここで対象とする項目は、カルシウム、マグネシウム等 (硬度) である。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)～(5) (略)

(6) 塩酸ヒドロキシルアミン

エチルアルコール(95v/v%)

測定対象成分を含まないもの

(8)・(9) (略)

2 (略)

3 試験操作

検水100mlを三角フラスコに採り、シアン化カリウム溶液 (10w/v%) 数滴、塩化マグネシウム溶液 (0.01mol/L) 1ml及びアソモニア緩衝液2mlを加える。これにEBT溶液数滴を指示薬として加え、EDTA溶液 (0.01mol/L) を用いて液が青色を呈するまで滴定し、これに要したEDTA溶液 (0.01mol/L) のml数aから、次式により検水中の硬度を検水に含まれる炭酸カルシウムの濃度として算定する。

硬度 (炭酸カルシウムmg/L) = (a-1) × 1000 × 1/100

なお、シアン化カリウム溶液 (10w/v%) を加えなくても滴定の終

点が明瞭な場合は、その操作を省略することができる。

4 (略)

別表第23

重量法

ここで対象とする項目は、蒸発残留物である。

1 試薬

精製水

2～4 (略)

3～7 (略)

別表第21

滴定法

ここで対象とする項目は、塩化物イオンである。

1 試薬

(1) (略)

(2) クロム酸カリウム溶液

別表第12の1(13)の例による。

(3)・(4) (略)

2～3 (略)

別表第22

滴定法

ここで対象とする項目は、カルシウム、マグネシウム等 (硬度) である。

1 試薬

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

2 (略)

3 試験操作

検水100mlを三角フラスコに採り、シアン化カリウム溶液 (10w/v%) 数滴、塩化マグネシウム溶液 (0.01mol/L) 1ml及びアソモニア緩衝液2mlを加える。これにEBT溶液数滴を指示薬として加え、EDTA溶液 (0.01mol/L) を用いて液が青色を呈するまで滴定し、これに要したEDTA溶液 (0.01mol/L) のml数aから、次式により検水中の硬度を検水に含まれる炭酸カルシウムの濃度として算定する。

硬度 (炭酸カルシウムmg/L) = (a-1) × 1000 × 1/100

なお、シアン化カリウム溶液 (10w/v%) を加えなくても滴定の終

点が明瞭な場合は、その操作を省略することができる。

4 (略)

別表第23

重量法

ここで対象とする項目は、蒸発残留物である。

1～3 (略)

別表第24

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、陰イオン界面活性剤である。

1 試薬

- (1) 精製水
- (2) メチルアルコール
- (3)・(4) (略)
- (5) 窒素ガス
- (6)・(7) (略)

測定対象成分を含まないもの

2～7 (略)

別表第25

パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1) (略)
- (2) アスコルビン酸ナトリウム

(3)～(7) (略)

2 器具及び装置

(1)～(2) (略)

(3) パージ・トラップ装置

ア～ウ (略)

エ 脱着装置

オ 別表第14の2(3)エの例による。

(4) (略)

(4) (略)

3～7 (略)

別表第26

ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1) (略)
- (2) アスコルビン酸ナトリウム
- (3) 塩化ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

(4)～(8) (略)

2 器具及び装置

(1)～(10) (略)

(11) ガスクロマトグラフ—質量分析計

別表第24

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、陰イオン界面活性剤である。

1 試薬

(1) メチルアルコール

(2)・(3) (略)

(4)・(5) (略)

2～7 (略)

別表第25

パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1) (略)
- (2) 塩化ナトリウム

測定対象成分を含まないもの

(3)～(7) (略)

2 器具及び装置

(1)～(2) (略)

(3) パージ・トラップ装置

ア～ウ (略)

エ 脱着装置

オ 別表第14の2(3)エの例による

(4) (略)

(4) (略)

3～7 (略)

別表第26

ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

1 試薬

- (1) (略)
- (2) 塩化ナトリウム

別表第25の1(2)の例による。

(3)～(7) (略)

2 器具及び装置

(1)～(10) (略)

(11) ガスクロマトグラフ—質量分析計

- ア 試料導入部  
別表第15の2 (11)アの例による。  
イ～カ (略)  
3～7 (略)

別表第27

固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法  
ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2) アスコルビン酸ナトリウム  
(3)・(4) (略)  
(5) 窒素ガス  
(6)～(9) 測定対象成分を含まないもの  
2～7 (略)

別表第27の2

固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法  
ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2) アスコルビン酸ナトリウム  
(3) 塩化ナトリウム  
別表第26の1 (3)の例による。  
(4)～(8) (略)  
2～7 (略)

別表第28

固相抽出—吸光度法  
ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

- 1 試薬  
(1) 精製水  
測定対象成分を含まないもの  
(2) 亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %)  
(3) メチルアルコール  
測定対象成分を含まないもの  
(4) 窒素ガス  
測定対象成分を含まないもの  
(5) トルエン  
測定対象成分を含まないもの  
(6)～(11) (略)  
2～7 (略)

- ア 試料導入部  
別表第15の2 (9)アの例による。  
イ～カ (略)  
3～7 (略)

別表第27

固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法  
ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2)・(3) (略)  
(4)～(7) (略)  
2～7 (略)

別表第27の2

固相マイクロ抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法  
ここで対象とする項目は、ジエオスミン及び2—メチルイソボルネオールである。

- 1 試薬  
(1) (略)  
(2) 塩化ナトリウム  
別表第25の1 (2)の例による。  
(3)～(7) (略)  
2～7 (略)

別表第28

固相抽出—吸光度法  
ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

- 1 試薬  
(1) 亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v %)  
(2) メチルアルコール  
(3) トルエン  
(4)～(9) (略)  
2～7 (略)

別表第28の2

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

- (1) 精製水  
別表第28の1(1)の例による。
- (2) 亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v%)
- (3) メチルアルコール  
別表第28の1(3)の例による。
- (4) 四ホウ酸ナトリウム溶液 (0.01mol / L)
- (5) 窒素ガス  
別表第28の1(4)の例による。
- (6) トルエン  
別表第28の1(5)の例による。
- (7) チオシアンコバルト(II)酸アンモニウム溶液  
別表第28の1(6)の例による。
- (8) ・(9) (略)
- (10) P A R 溶液  
別表第28の1(9)の例による。
- (11) 非イオン界面活性剤標準原液  
別表第28の1(10)の例による。
- (12) 非イオン界面活性剤標準液  
別表第28の1(11)の例による。

2～7 (略)

別表第29

固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

- (1)～(4) (略)
- (5) アスコルビン酸ナトリウム
- (6) ・(7) (略)
- (8) 塩酸
- (9) 窒素又は窒素ガス  
測定対象成分を含まないもの
- (10) 無水硫酸ナトリウム  
測定対象成分を含まないもの
- (11)～(14) (略)
- (15) ヨウ化カリウム
- (16) でんぷん溶液  
別表第19の1(9)の例による。
- (17) 炭酸ナトリウム (無水)
- (18) イソプロピルアルコール  
測定対象成分を含まないもの
- (19) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol / L)  
別表第19の1(6)の例による。

別表第28の2

固相抽出—高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

1 試薬

- (1) 亜硫酸水素ナトリウム溶液 (1 w / v%)
- (2) メチルアルコール
- (3) 四ホウ酸ナトリウム溶液 (0.01mol / L)
- (4) トルエン
- (5) チオシアンコバルト(II)酸アンモニウム溶液  
別表第28の1(4)の例による。
- (6) ・(7) (略)
- (8) P A R 溶液  
別表第28の1(7)の例による。
- (9) 非イオン界面活性剤標準原液  
別表第28の1(8)の例による。
- (10) 非イオン界面活性剤標準液  
別表第28の1(9)の例による。

2～7 (略)

別表第29

固相抽出—誘導体化—ガスクロマトグラフ—質量分析法

ここで対象とする項目は、フェノール類である。

1 試薬

- (1)～(4) (略)
- (5) ・(6) (略)
- (7)～(10) (略)
- (11) でんぷん溶液  
別表第19の1(5)の例による。
- (12) ヨウ素酸カリウム溶液 (0.017mol / L)  
別表第19の1(3)の例による。

- (20) 硫酸 (1 + 5)  
(21) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)  
別表第19の1(10)の例による。

(22)～(24) (略)

2 器具及び装置

(1)～(2) (略)

(3) ガスクロマトグラフ—質量分析計  
ア 試料導入部

別表第15の2(11)アの例による。

イ～キ (略)

3 (略)

4 試験操作

(1) 前処理

固相カララムに酢酸エチル10ml、メチルアルコール10ml及び精製水10mlを順次注入する。次に、あらかじめ塩酸を用いてpH値を2とした検水500ml (検水に含まれるそれぞれのフェノールとしての濃度が0.01mg/Lを超える場合には、0.0005～0.01mg/Lとなるように精製水を加えて500mlに調製したもの) を毎分10～20mlの流量で固相カララムに流し、更に精製水10mlを流した後、30分以上空気で固相カララムを通気して固相カララムを乾燥させる。次いで、固相カララムに通水方向の逆から酢酸エチル5mlを緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶液に酢酸エチルを加えて5mlとし、更に無水硫酸ナトリウムを用いて十分脱水する。この溶液1mlをバイアルに採り、N, Oーピス (トリメチルシリル) トリフルオロアセトアミド50 $\mu$ lを加えて1時間以上静置する。静置後、内部標準液20 $\mu$ lを加え、これを試験溶液とする。

(2) (略)

5～7 (略)

別表第31

ガラス電極法

ここで対象とする項目は、pH値である。

1 試薬

(1) 精製水

(2) 無炭酸精製水

精製水を約5分間煮沸して二酸化炭素及び炭酸を除いた後、空气中から二酸化炭素を吸収しないように常温まで放冷したもの又はこれと同程度の品質を有するもの

(3)～(5) (略)

2～4 (略)

別表第32

連続自動測定機器によるガラス電極法

ここで対象とする項目は、pH値である。

1 試薬

(1) 精製水

- (13) 硫酸 (1 + 5)  
(14) チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.1mol/L)  
別表第19の1(6)の例による。

(15)～(17) (略)

2 器具及び装置

(1)～(2) (略)

(3) ガスクロマトグラフ—質量分析計  
ア 試料導入部

別表第15の2(9)アの例による。

イ～キ (略)

3 (略)

4 試験操作

(1) 前処理

固相カララムに酢酸エチル10ml、メチルアルコール10ml及び精製水10mlを順次注入する。次に、あらかじめ塩酸を用いてpH値を2とした検水500ml (検水に含まれるそれぞれのフェノールとしての濃度が0.01mg/Lを超える場合には、0.0005～0.01mg/Lとなるように精製水を加えて500mlに調製したもの) を毎分10～20mlの流量で固相カララムに流し、更に精製水10mlを流した後、30分以上測定対象成分を含まない空気で固相カララムを通気して固相カララムを乾燥させる。次いで、固相カララムに通水方向の逆から酢酸エチル5mlを緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶液に酢酸エチルを加えて5mlとし、更に無水硫酸ナトリウムを用いて十分脱水する。この溶液1mlをバイアルに採り、N, Oーピス (トリメチルシリル) トリフルオロアセトアミド50 $\mu$ lを加えて1時間以上静置する。静置後、内部標準液20 $\mu$ lを加え、これを試験溶液とする。

(2) (略)

5～7 (略)

別表第31

ガラス電極法

ここで対象とする項目は、pH値である。

1 試薬

(1) 無炭酸精製水

精製水を約5分間煮沸して二酸化炭素及び炭酸を除いた後、空气中から二酸化炭素を吸収しないように常温まで放冷したもの又はこれと同程度の品質を有するもの

(2)～(4) (略)

2～4 (略)

別表第32

連続自動測定機器によるガラス電極法

ここで対象とする項目は、pH値である。

1 試薬

(1) 無炭酸精製水

- (2) 無炭酸精製水  
別表第31の1(2)の例による。
- (3) フタル酸塩標準緩衝液 (0.05mol/L)  
別表第31の1(3)の例による。
- (4) リン酸塩標準緩衝液 (0.025mol/L)  
別表第31の1(4)の例による。
- (5) ホウ酸塩標準緩衝液 (0.01mol/L)  
別表第31の1(5)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第33

官能法

ここで対象とする項目は、味である。

1 試薬

- (1) 精製水  
(2) 粒状活性炭  
(3) 無臭味水

精製水を粒状活性炭1L当たり毎分100～200mlで通したも

のれと同程度の品質を有するもの

2・3 (略)

4 空試験

無臭味水100mlを採り、以下上記3と同様に操作して味を調べる。

別表第34

官能法

ここで対象とする項目は、臭気である。

1 試薬

- (1) 精製水  
(2) 粒状活性炭  
(3) 無臭味水

別表第33の1(3)の例による。

2 試料の採取及び保存

別表第33の2の例による。

3 (略)

4 空試験

無臭味水100mlを採り、以下上記3と同様に操作して臭気を調べる。

別表第35

比色法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

- (1) 精製水  
測定対象成分を含まないもの
- (2)～(4) (略)

2～5 (略)

- (2) フタル酸塩標準緩衝液 (0.05mol/L)  
別表第31の1(2)の例による。
- (3) リン酸塩標準緩衝液 (0.025mol/L)  
別表第31の1(3)の例による。
- (4) ホウ酸塩標準緩衝液 (0.01mol/L)  
別表第31の1(4)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第33

官能法

ここで対象とする項目は、味である。

1 試薬

- (1) 精製水  
(2) 粒状活性炭  
(3) 無臭味水

精製水を粒状活性炭1L当たり毎分100～200mlで通したも

のれと同程度の品質を有するもの

1・2 (略)

3 空試験

精製水100mlを採り、以下上記2と同様に操作して味を調べる。

別表第34

官能法

ここで対象とする項目は、臭気である。

1 試薬

- (1) 精製水  
(2) 粒状活性炭  
(3) 無臭味水

別表第33の1(3)の例による。

2 試料の採取及び保存

別表第33の1の例による。

3 (略)

4 空試験

精製水100mlを採り、以下上記2と同様に操作して臭気を調べる。

別表第35

比色法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

- (1)～(3) (略)
- (4) 精製水  
測定対象成分を含まないもの

2～5 (略)

別表第36

透過光測定法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

(1) 精製水

別表第35の1(1)の例による。

(2) 色度標準原液

別表第35の1(2)の例による。

(3) 色度標準液

別表第35の1(3)の例による。  
この溶液は、色度100度に相当する。

2～7 (略)

別表第37

連続自動測定機器による透過光測定法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

(1) 精製水

(2) 色度標準原液

別表第35の1(2)の例による。

(3)・(4) (略)

2～備考 (略)

別表第38

比濁法

ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

(1) 精製水

測定対象成分を含まないもの

(2)～(5) (略)

2～5 (略)

別表第39

透過光測定法

ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

(1) 精製水

別表第38の1(1)の例による。

ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)

別表第38の1(2)の例による。

ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第38の1(3)の例による。

(4) 濁度標準液

別表第38の1(4)の例による。  
この溶液は、濁度100度に相当する。

2～7 (略)

別表第36

透過光測定法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

(1) 色度標準原液

別表第35の1(1)の例による。

(2) 色度標準液

別表第35の1(2)の例による。

この溶液は、色度100度に相当する。

2～7 (略)

別表第37

連続自動測定機器による透過光測定法

ここで対象とする項目は、色度である。

1 試薬

(1) 色度標準原液

別表第35の1(1)の例による。

(2)・(3) (略)

2～備考 (略)

別表第38

比濁法

ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

(1)～(4) (略)

(2)～5 (略)

別表第39

透過光測定法

ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

(1) 精製水

ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)

別表第38の1(1)の例による。

ポリスチレン系粒子懸濁液

別表第38の1(2)の例による。

(3) 濁度標準液

別表第38の1(3)の例による。  
この溶液は、濁度100度に相当する。

2～7 (略)

別表第40

連続自動測定機器による透過光測定法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) 精製水
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (3)の例による。
  - (4) 濁度標準液  
別表第38の1 (4)の例による。
  - (5) ・(6) (略)
- 2～備考 (略)

別表第41

積分球式光電光度法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) 精製水  
別表第38の1 (1)の例による。
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (3)の例による。
  - (4) 濁度標準液  
別表第38の1 (4)の例による。
- この溶液は、濁度100度に相当する。
- 2～7 (略)

別表第42

連続自動測定機器による積分球式光電光度法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) 精製水
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (3)の例による。
  - (4) 濁度標準液  
別表第38の1 (4)の例による。
  - (5) 濁度校正用標準液  
別表第40の1 (5)の例による。
- 希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。

別表第40

連続自動測定機器による透過光測定法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (1)の例による。
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) 濁度標準液  
別表第38の1 (3)の例による。
  - (4) ・(5) (略)
- 2～備考 (略)

別表第41

積分球式光電光度法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (1)の例による。
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) 濁度標準液  
別表第38の1 (3)の例による。
- この溶液は、濁度100度に相当する。
- 2～7 (略)

別表第42

連続自動測定機器による積分球式光電光度法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w / w%)  
別表第38の1 (1)の例による。
  - (2) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1 (2)の例による。
  - (3) 濁度標準液  
別表第38の1 (3)の例による。
  - (4) 濁度校正用標準液  
別表第40の1 (4)の例による。
- 希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。

- (6) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(6)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第43

連続自動測定機器による散乱光測定法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) 精製水
- (2) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)  
別表第38の1(2)の例による。
- (3) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1(3)の例による。
- (4) 濁度標準液  
別表第38の1(4)の例による。
- (5) 濁度校正用標準液  
別表第40の1(5)の例による。  
希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。
- (6) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(6)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第44

連続自動測定機器による透過散乱法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) 精製水
- (2) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)  
別表第38の1(2)の例による。
- (3) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1(3)の例による。
- (4) 濁度標準液  
別表第38の1(4)の例による。
- (5) 濁度校正用標準液  
別表第40の1(5)の例による。  
希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。
- (6) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(6)の例による。
- 2～備考 (略)

- (5) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(5)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第43

連続自動測定機器による散乱光測定法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)  
別表第38の1(1)の例による。
- (2) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1(2)の例による。
- (3) 濁度標準液  
別表第38の1(3)の例による。
- (4) 濁度校正用標準液  
別表第40の1(4)の例による。  
希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。
- (5) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(5)の例による。
- 2～備考 (略)

別表第44

連続自動測定機器による透過散乱法  
ここで対象とする項目は、濁度である。

1 試薬

- (1) ポリスチレン系粒子懸濁液 (1 w/w%)  
別表第38の1(1)の例による。
- (2) ポリスチレン系粒子懸濁液  
別表第38の1(2)の例による。
- (3) 濁度標準液  
別表第38の1(3)の例による。
- (4) 濁度校正用標準液  
別表第40の1(4)の例による。  
希釈割合は、装置で指定している濁度となるようにする。  
装置に付属している濁度標準板を使用する場合は、この溶液との整合性を確認する。
- (5) 濁度ゼロ校正水  
別表第40の1(5)の例による。
- 2～備考 (略)

改 正 案		現 行	
<p>第1 (略) 第2 省令第2条第1項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。 1. 2 (略) 3 分析方法 次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。 器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、果が空試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。</p>		<p>第1 (略) 第2 省令第2条第1項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。 1. 2 (略) 3 分析方法 次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。 器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、果が空試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	(略)	六価クロム化合物	(略)
<u>亜硝酸態窒素</u>	<u>イオンクロマトグラフ法（陰イオン）</u>	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
1, 4-ジオキサン	(略)	1, 4-ジオキサン	(略)
(削除)	(削除)	1, 2-ジクロロエタン	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
濁度	(略)	濁度	(略)
<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	<u>エピクロロヒドリン</u>	<u>PT-GC-MS法</u>
アミン類	(略)	アミン類	(略)

<u>エビクロロヒ 下リソ</u>	<u>PT-GC-MS法</u>
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(略)	(略)
スチレン	(略)
<u>2, 4-アートル エソジアミンソ</u>	<u>固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 (以 下「固相抽出ーGC-MS法」という。)</u>
<u>2, 6-アートル エソジアミンソ</u>	<u>固相抽出ーGC-MS法</u>
(略)	(略)

4・5 (略)  
第3～第8 (略)

(新設)	(新設)
<u>2, 4-アートル エソジアミンソ</u>	<u>固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 (以 下「固相抽出ーGC-MS法」という。)</u>
<u>2, 6-アートル エソジアミンソ</u>	<u>固相抽出ーGC-MS法</u>
(略)	(略)
スチレン	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

4・5 (略)  
第3～第8 (略)

改 正 案		現 行	
<p>水道施設の技術的基準を定める省令 (平成12年厚生省令第15号) 第1号第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。</p> <p>1. 2 (略)</p> <p>3 分析方法 次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。</p> <p>器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
六価クロム化合物	(略)	(略)	(略)
<u>亜硝酸態窒素</u>	<u>イオンクロマトグラフ法 (陰イオン)</u>	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
1, 4-ジオキサン	(略)	1, 4-ジオキサン	(略)
(削除)	(削除)	<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法
(略)	(略)	(略)	(略)
濁度	(略)	濁度	(略)
<u>1, 2-ジクロロエタン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	<u>エピクロロヒドリン</u>	PT-GC-MS法
アミン類	(略)	アミン類	(略)

<u>エピクロロヒドリン</u>	<u>PT-GC-MS法</u>		(新設)	(新設)
(削除)	(削除)			
(削除)	(削除)			
酢酸ビニル	(略)		2, 4-トルエンジアミン	固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 (以下、「固相抽出ーGC-MS法」という。)
(削除)	(削除)		2, 6-トルエンジアミン	固相抽出ーGC-MS法
(削除)	(削除)		酢酸ビニル	(略)
(削除)	(削除)		<u>スチレン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>
(削除)	(削除)		<u>1, 2-ブタジエン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>
(削除)	(削除)		<u>1, 3-ブタジエン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>
N, N-ジメチルアニン	(略)		N, N-ジメチルアニン	(略)
<u>スチレン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>		(新設)	(新設)
2, 4-トルエンジアミン	固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 (以下、「固相抽出ーGC-MS法」という。)		(新設)	(新設)
2, 6-トルエンジアミン	固相抽出ーGC-MS法		(新設)	(新設)
<u>1, 2-ブタジエン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>		(新設)	(新設)
<u>1, 3-ブタジエン</u>	<u>PT-GC-MS法又はHS-GC-MS法</u>		(新設)	(新設)

